

議案第109号

普通財産の貸付けについて

上記の議案を提出する。

平成28年11月24日

提出者 東京都板橋区長 坂本 健

普通財産の貸付けについて

下記により普通財産を貸し付ける。

記

1 貸付けの目的

保育所

2 貸付物件

土地

所 在	東京都板橋区加賀一丁目3356番99
地 目	宅地
面 積	822.55平方メートル

3 貸付方法

事業用定期借地権設定契約

4 貸付けの相手方

東京都板橋区加賀二丁目3番2号

社会福祉法人緑伸会

理事長 片岡 輝

5 貸付期間

契約締結の日から起算して31年間

6 貸付料

月額379,007円

ただし、契約締結の日から平成30年3月31日までの間は、貸付料を徴収しない。

貸付料は、社会経済情勢に大幅な変動があった場合を除き、原則として3年ごとに消費者物価指数を踏まえた改定を行う。

7 貸付条件

- (1) 貸付物件は、児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所の敷地として使用する。
- (2) 貸付物件は、転貸することができない。

(提案理由)

普通財産を貸し付ける必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき提出するものである。